

2026年7月29日

第2回最低賃金審議会意見陳述

新潟大学職員組合
中央執行委員長 酒匂宏樹

- ・私の労働組合は大学教職員が加入する労働組合だが、相談する学生が事務室まで来ることもある。
 - ・バイト時給に直結する最低賃金について、名前は記録に残さずに審議会で意見陳述できると学生に伝えたが、実現しなかった。
 - ・学業があることで実現しなかったケースだけでなく、
 - ・物言う労働者であると社会から認識されて、就職活動に影響が出てしまうのではないかと、という恐怖心がぬぐえずに意見陳述が実現しなかったケースもある
 - ・将来の社会を担うのは学生たちなので、彼らの意見は共有されるべきである。
 - ・発言を抑えるという選択は彼らの自由意思に基づいた判断ではないので、僭越ながら当方から伝達したい
-
- ・昨今の物価高により、家計が圧迫されて、学生生活にも影響が及んでいる
 - ・学生たちのご実家も例外ではない
 - ・学生たちは余暇や趣味、人生経験のためではなく、家計のためにアルバイトをしている
 - ・しかしながら時給が低いことによる問題が様々な形で生じている。
 - ・時給が低いので、労働時間を長くとる必要があり、学業の時間が犠牲になっている。
 - ・時給が上がれば、労働時間を短縮でき、将来のための学びにまわすことができる。
 - ・参加する課外活動においても経済的な要因による格差が生じている。
-
- ・最低賃金が上昇すれば、これらの問題は解決、または改善される。
 - ・多くの大学が授業料の値上げを実施・検討する中、新潟大学学長も先月8日に「授業料値上げは現実的な選択肢の一つ」と公言した。
 - ・県内私立・公立大学にも、授業料に対する下方圧力が減ることによる影響が出るだろう。
 - ・家計に対する圧迫が続く中で、学生たちは、社会が私たちを大切にしてくれていると考えていない。自分で何とかしなくてはと思いながら労働している。だれが若者を守るのか。
 - ・学生の家計を圧迫する様々な要因があるが、最低賃金が上がれば、学生たちの金銭的な、そして何よりも学業に充てられるような時間的余裕が生じる。
 - ・最低賃金の定めることに、本来、何が求められているのかを思い出せば、1050円からの大幅な上昇以外にないということがご理解いただけるはずだ。